

- 7月28日にFAX通信でお知らせした内容の一部を訂正させていただきます。●
2ページ目の下 《参考》の1について、

誤		正
初・再診料から公費の対象になる	➡	医師の確定診断後の医療費から公費の対象になる

◆以下は7/28付FAX通信の内容を訂正して再掲したものとなります。◆

7月22日付で「新型コロナに係る臨時的取扱い(その72)」が発出され、7月末までの算定とされていた、
①新型コロナ疑い患者に対面診療を行った場合の「二類感染症患者入院診療加算【250点】」と、②新型コロナ陽性で重症化リスクの高い患者に電話等で診療を行った場合の「電話等による診療【147点】」が、9月30日(金)までに延長されました。①は算定要件が少し変わっているので注意してください。

①二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)【250点】

新型コロナ疑い患者に対して、8/1以降は、医学的に初診といわれる診療行為がある場合に算定できる。「診療・検査医療機関」が診療・検査対応時間内に感染予防策を講じて診療した場合に、院内トリアージ実施料とあわせて算定できる。

※医学的に初診…初診料を算定する場合に限らず、再診料を算定する場合でも新型コロナウイルス感染症について初診であれば算定できる。

例：高血圧等で定期受診中の患者がコロナ感染疑いで再診料を算定する場合は可。

1. 新型コロナ疑い患者を対面診療した場合に算定できる点数

- ・院内トリアージ実施料【300点】
- ・二類感染症患者入院診療加算【250点】…9/30まで延長
- ・抗原検査、核酸検出(PCR)検査

①疑い患者に対する検査を保険請求する場合は、自治体と委託契約を締結する必要がある(遡及可能)。契約を結び行政検査として行った場合、下表の該当する点数を算定する。

SARS-CoV-2 核酸検出【700点】	+微生物学的検査判断料【150点】
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出【700点】	
SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出【700点】	
SARS-CoV-2 抗原検出(定性)【300点】	+免疫学的検査判断料【144点】
SARS-CoV-2 抗原検出(定量)【560点】	
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)【420点】	

《編注》鼻腔や鼻咽頭から検体採取した場合は、鼻腔・咽頭拭い液採取【25点】が算定できる。ただし、採取料は公費対象とはならない。

②上記①の検査の請求は公費併用となり、「公費負担者番号①」欄に「28」で始まる番号を、「受給者番号①」欄に「9999996」を記載する。患者一部負担は公費負担となるため「公費①の一部負担金額」欄は「0円」と記載し、「摘要」欄に「(検査を委託した場合は)検査を実施した施設名、検査が必要と判断した医学的根拠」を記載する(10月診療分からコード記載)。

医療機関所在地	公費負担者番号	医療機関所在地	公費負担者番号
愛知県(下記の市を除く)	28230506	豊橋市	28233500
名古屋市	28231504	岡崎市	28234508
豊田市	28232502	一宮市	28235505

③検査が包括されている、小児科外来診療料等の医学管理を算定する場合や老人保健施設入所者に対しても、上記①の算定ができる。この場合、レセプトの「摘要」欄に「委託した検査会社名、検査を実施した日時、検査実施の理由、本検査が必要と判断した医学的根拠、当該患者が算定する医学管理料等」を記載する。

※小児科外来診療料または小児かかりつけ診療料を算定する場合も別に算定可。

※濃厚接触者の場合の請求も疑い患者と同様。ただし、待機期間短縮のために2日目・3日目に行う検査は自費となる。

2. 新型コロナ陽性患者を対面診療した場合に算定できる点数

- ・初・再診料、外来診療料
 - ・院内トリアージ実施料【300点】
 - ・救急医療管理加算1…コロナに係る診療を行った場合に算定可
 - ①外来時【950点】 ②外来で中和抗体薬投与時【2,850点】
 - ③往診・訪問診療時【2,850点】 ④往診・訪問診療時に中和抗体薬投与【4,750点】
- ※中和抗体薬とは、ロナプリーブ、ゼビュディ、ベクルリーが対象。(ラゲブリオは対象外。)
- ※疑い患者に対して検査を行い、その場で陽性と判明した場合も算定可。
- ※6歳未満は乳幼児加算【400点】、15歳未満は小児加算【200点】が算定可。
- ・新型コロナ感染症の症状に係る投薬等の費用

3. 新型コロナ陽性患者を電話等で診療した場合に算定できる点数

- ・電話初診料【214点】、電話再診料【73点】、外来診療料(一般200床以上)【74点】
- ※初・再診料の情報通信機器の点数を算定する場合は、東海北陸厚生局への届出が必要
- ・二類感染症患者入院診療加算【250点】
 - ・電話等による診療(新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱)【147点】…**9/30まで延長**
- ※新型コロナ陽性で重症化リスクの高い患者に対して、①保健所等から健康観察の委託を受けている医療機関または②診療・検査医療機関が、電話等で診療した場合に算定できる。

※重症化リスクの高い患者

ア. 妊娠中の患者 イ. 65歳以上の患者

ウ. 40歳以上65歳未満で重症化のリスク因子となる疾病等(下記)を複数持つ者

ワクチン未接種もしくは1回のみ接種/肥満(BMI30以上)/喫煙歴/臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下/慢性呼吸器疾患(COPD等)/心血管疾患/脳血管疾患/糖尿病/脂質異常症/高血圧症/慢性腎臓病/悪性腫瘍

4. 新型コロナ陽性患者を診療した場合の請求方法

- ・新型コロナ軽症者等の宿泊・自宅療養の患者に対して診療を行った場合、新型コロナ感染症に関する医療費の自己負担分については公費で請求し、患者から一部負担金は徴収しない。
- ・レセプトは公費併用となり、愛知県の医療機関は「公費負担者番号」欄に「28230605」を、「受給者番号」欄に「9999996」を記載する。「公費の一部負担金額」欄は「0円」と記載する。

《参考》

1. 医療機関以外が実施した検査(無料検査や個人購入の検査キット)で陽性と判明した結果をもとに医師が確定診断した場合は、再度の検査は必要なく、**医師の確定診断後の医療費**からコロナ陽性者として公費の対象となる。(発生届は確定診断した医療機関が提出)
2. 愛知県では「みなし陽性」の取り扱いはできない(7/27現在)。
 - ※みなし陽性とは…陽性者の濃厚接触者で同居家族などが有症状となった場合に、医師の判断によりPCR検査や抗原検査を行わず、臨床症状(熱や咳など)で陽性と診断する。

★愛知県保険医協会HPでも「新型コロナ対策情報」として疑い患者の検査当日フローチャートや、陽性・疑い患者それぞれの算定可否一覧を紹介しているので参照ください。